

○高花委員長 ただいまより、子育て文教常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員です。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、１、請願・陳情議案の審査についてを議題といたします。

陳情第１０号、旭川女子中学生いじめ凍死事件を起因とする教職員、生徒及び関係者への人権じゅうりんに関する名誉の回復及びしかるべき補償並びにその公表等を求めることについて、及び陳情第１１号、旭川女子中学生いじめ凍死事件を起因とする教職員、生徒及び関係者への人権じゅうりんに関する名誉の回復及びしかるべき補償並びにその公表等を求めることについての以上２件に関わりまして、委員の皆様から特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○高花委員長 なければ、前回まで判断保留であった民主・市民連合に判断できる状況にあるか確認いたします。

○品田委員 すみません、判断できません。

○高花委員長 それでは、今回は保留とさせていただきます。

次に、２、令和７年第２回臨時会提出議案についてを議題といたします。議案第１号、令和７年度旭川市一般会計補正予算について、理事者から説明願います。

○石原いじめ防止対策推進部長 議案第１号、令和７年度旭川市一般会計補正予算のうち、いじめ防止対策推進部所管分について御説明申し上げます。

補正予算書の２ページを御覧ください。３款民生費２項児童福祉費１目児童福祉総務費の不登校児童生徒支援費１千２００万円につきましては、こども家庭庁の地域における不登校のこどもへの切れ目ない支援事業の採択を受けたことに伴い、新たに実施するものでございます。事業内容につきましては、教職経験や児童生徒への相談支援の実務経験を有する会計年度任用職員を配置し、不登校児童生徒の心身の状況や保護者の意向を踏まえた支援プランの作成と支援の調整を行います。また、不登校支援に係るリーフレットの作成、地域の関係機関との連携による相談会、交流会の開催や、地域の多様な担い手との連携による送迎支援や家庭訪問を含めた学習支援、体験活動等、児童生徒や保護者のニーズに応じた支援を実施いたします。財源につきましては、全額を国の地域における不登校のこどもへの切れ目ない支援事業委託金を充当いたします。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○高花委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○高花委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思います。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、３、報告事項についてを議題といたします。

まず、旭川市こども計画の策定について、旭川市保育センターについての以上２件につきまして、理事者から報告願います。

○向井子育て支援部長 旭川市こども計画の策定について御報告をいたします。

本計画につきましては、1月22日の本常任委員会で、意見提出手続の実施につきまして御報告をしたところでございますが、その結果等を踏まえて計画が完成しましたことから御報告をいたします。

意見提出手続につきましては、資料の「旭川市こども計画（案）」に対して寄せられた意見と市の考え方にお示しをしておりますとおり、本年1月17日から2月20日までの間で実施をし、個人18人、団体3人から合わせて38件の御意見をいただいたところでございます。意見につきましては、計画内容に賛同の意見や質問のほか、個別の施策に対する提案や要望なども多くいただいておりますことから、記載の表現等について必要な修正を行うとともに、今後の事業実施の参考としていきたいと考えております。

次に、資料の「旭川市こども計画（案）」へのこどもの意見募集についてを御覧ください。意見提出手続の実施に併せまして、1月30日から2月20日までの間で、市内の小学校、中学校、高校の協力をいただきまして、こども計画や旭川市に対する意見、アイデアなどを募集する、子どもの意見募集を行いました。募集につきましては、学校を通じたチラシの配布やタブレットへの配信により周知を行い、インターネット上のアンケートフォームから投稿をいただく形式とし、合計477人から640件の意見をいただいております。意見につきましては、自由に思っていることなどを書き込んでいただく形式としたため内容は多岐にわたっておりますが、資料の2、意見の傾向にお示しをしておりますとおり、遊ぶ場所や体験機会の充実や、除雪、公共交通等に関することを含む学校生活や毎日の暮らしへの意見が多く見受けられたところでございます。この意見募集結果を受けまして、3、旭川市こども計画への反映にお示しをしておりますとおり、基本施策2の個別施策1、多様な遊びや体験・活躍できる機会づくりに意見内容を反映させたほか、意見の多かった5項目につきまして、取組の成果を評価するための指標を新たに設定したところでございます。これらの修正を行った後、市の附属機関であります子ども・子育て審議会から計画に対する答申をいただき、3月末に策定に至ったところでございます。

計画の推進に当たりましては、基本理念であるすべての子ども・若者が将来にわたって生き生きと健やかで幸せな生活を送ることができるまちの実現に向け、子どもや若者の意見表明の機会や参画できる環境を整備していくとともに、行政のみならず、子育て支援者や関係機関、関係団体が連携し、横のつながりを深め、地域や社会全体で子どもや若者のライフステージに応じた切れ目のない支援や取組を着実に進めてまいります。

続きまして、旭川市保育センターにつきまして御報告を申し上げます。

お配りしております資料を御覧ください。保育センターにつきましては、令和4年5月に策定をいたしました旭川市の保育と市立保育所の在り方において、保育行政に係る取組を包括的かつ持続的に展開していくため、本市が目指す保育の推進に係る中核的な役割を担う保育センター（仮称）を設置することとし、令和5年7月の本常任委員会で御報告をしていたものでございますが、本年4月1日付で、市立保育所のほか、幼児教育、保育に係る取組の一部及び組織を再編成いたしましたので御報告をいたします。

保育センターは、事業と保育の2つの機能を持ち、事業機能は従来のこども育成課の課名を変更したこども保育課に設置した保育センター事業担当が、保育機能は神楽保育所が担い、市立保育所における保育により得られた知識、情報、経験や市内の保育ニーズの動向など、両担当が持つ資源

を共有しながら連携して事業構築等を行ってまいります。なお、保育センターに係る施設整備については現時点では行わず、保育センター事業担当は総合庁舎3階の子育て支援部フロアに設置し、保育担当は神楽保育所が担います。

保育センターでは、市全体の保育水準の向上、保育のセーフティーネット、地域の子育て支援の充実に基づく取組を推進することとし、資料の左側の取組1の市全体の保育水準の向上では、民間施設の利用を希望する特別支援児童や医療的ケア児について、必要に応じて入所の支援や保育士等の一時派遣を行います。また、保育士等確保や質の向上に向けた研修の実施、指導監査など本市の保育水準の向上に係る取組を行います。

次に、真ん中下になりますが、取組2の保育のセーフティーネットでは、特別支援保育の受入れ拡大として希望者が的確に利用できるような支援を行うとともに、必要に応じて保育センターでの直接受入れについても行ってまいります。

最後に、右側の地域の子育て支援の充実では、公立の認可保育所として保育を提供しながら、保育サービスのさらなる充実を図ることとし、全市的な一時預かりのニーズ把握の参考とするため、5月から神楽保育所における一時預かりの対象を現在の1歳からを6か月からに拡充をいたします。

今後、保育センターが市内の保育、幼児教育に関するハブとなり、利用者、施設、保育士等を有機的かつ効果的につなぐとともに、保育現場の視点を踏まえた取組を実施し、全市的に波及させていくことで、本市の保育水準の向上を図り、希望する誰もが最適で質の高い保育を受けられる環境の実現を目指してまいります。

以上、旭川市保育センターについての御報告とさせていただきます。

○高花委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○高花委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、旭川市立小・中学校適正配置計画の改訂について、旭川市立小中学校働き方改革推進プラン（第3期）の策定についての以上2件につきまして、理事者から報告願います。

○坂本学校教育部長 旭川市立小・中学校適正配置計画の改訂について御報告をいたします。

本市においては、少子化により児童生徒数の減少が進み、学校の小規模化が進行していることから、児童生徒のよりよい教育環境を整備するため、平成27年度から15年間を計画期間とする旭川市立小・中学校適正配置計画を策定し、統廃合や通学区域の見直しに取り組んできております。本計画は、5年ごとに見直しを行うこととしており、令和6年度が第2期の最終年度となるため、学識経験者、学校関係者、保護者、地域住民、公募による市民などで構成する懇談会を開催し、意見を聴取したほか、学校ごとの児童生徒数の変化の状況や、これまでの進捗を踏まえて検討を行い、改訂素案を作成いたしました。その後、パブリックコメントや統廃合対象校における保護者や地域住民向けの説明会を開催し、いただいた御意見を参考に改訂案を取りまとめ、3月24日開催の教育委員会会議において第3期計画を決定いたしました。

改訂素案からの変更点のうち、主なものを御説明いたします。22ページ以降のブロック別計画において、通常学級の児童生徒数及び通常学級数としていた表記を児童生徒数及び学級数に改め、併せて補足説明を記載しております。また、27ページの今後児童数の増加が見込めない状況に

については、令和6年度の将来推計という表記を追加したほか、全体を通して分かりやすい表現に修正を行っております。パブリックコメント等でいただいた御意見については、改訂経過として資料編に掲載をしております。

今後、各学校への配付に加え、市のホームページにも掲載し、本計画を周知するとともに、意見提出手続や説明会で寄せられた御意見を踏まえ、児童生徒のよりよい教育環境の整備のために、本計画に基づき保護者や地域と丁寧に協議を行い、合意形成を図りながら、学校の統廃合や通学区域の見直しを進めてまいります。

次に、旭川市立小中学校働き方改革推進プラン（第3期）の策定について御報告いたします。

お手元に配付しておりますプランの概要を御覧ください。旭川市立小中学校働き方推進プランについては、教職員が子どもたちと向き合う時間や自らの学びを深めるための時間を確保することで、質の高い学びと持続可能な学校の実現につながる取組を推進するため、平成31年1月に策定し、その後、令和4年度に、時間外在校等時間を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内を目標とする第2期プランを策定しております。

毎年実施している教職員の意識調査では、時間外在校等時間の削減を意識している者の割合が上昇する一方で、時間外在校等時間が月45時間の上限を超える者の割合は低下しているものの、依然として上限を超える者もおります。特に、教頭や主幹教諭において長時間勤務の割合が高い実態にあります。

令和7年度から9年度を計画期間とする第3期プランについては、こうした状況の改善を図るため、12ページにあるとおり、昨年8月、国の緊急提言において示されている学校、教師が担うべき業務の考え方や学校を取り巻く状況を踏まえ、これまでの取組の成果と課題を検証し、学校、教師が担う業務の適正化といった課題の解決に向け策定したものです。

第3期プランの推進に当たっては、国や北海道教育委員会の制度も影響するため、道教委のアクション・プラン（第3期）と併せ、改革を「自分事」に、「自走」するチーム、地域との「協働」を目標に掲げ、重点項目として、校務の効率化と役割分担の推進、部活動指導に関わる負担の軽減、学校運営体制の見直しなどによる改善、意識の変容を促す取組、学校サポート体制の充実の以上5点を設定し、取組を進めてまいります。

主な取組内容については、ICTの活用による校務効率化の推進や部活動の地域移行、教頭の業務縮減に加え、働き方改革の意識を高める取組としてストレスチェックの実施や、健康管理体制の整備などメンタルヘルス対策の推進、共同学校事務室の活用による事務職員の能力向上に取り組んでまいります。

今後は、第3期プランに基づき、教職員が児童生徒に接する時間を十分に確保し、効果的な教育活動を行い、教育の質を高めていけるよう学校における働き方改革を着実に進めてまいります。

報告は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○高花委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○中村みなこ委員 それでは何点か質疑させていただきます。

働き方改革推進プラン、もう第3期となるわけですが、この策定の流れについてお示してください。

○中山学校教育部教職員課主幹 国では、平成29年8月に中央教育審議会の学校における働き方改革特別部会において、学校における働き方改革に係る緊急提言を取りまとめ、北海道教育委員会

では、国の動きや道内教職員の勤務実態を踏まえ、平成30年3月に業務改善の方向を示した学校における働き方改革北海道アクション・プランを策定されております。

道教委のアクション・プランでは、市町村教委の役割として、市町村立学校における働き方改革を進めるための計画等を作成することが盛り込まれており、平成31年に第1期、旭川市立小中学校働き方改革推進プランを策定しております。令和6年3月には、第3期の北海道アクション・プランが策定されたことから、これを踏まえ、旭川市立小中学校働き方改革推進プラン（第3期）を策定したものでございます。

○中村みなこ委員 道教委のアクション・プランが出されてから1年たって市の計画ができたということですが、もう少し早く策定、制定はできないものなのでしょうか。

○中山学校教育部教職員課主幹 第2期の旭川市立小中学校働き方改革推進プランについては、令和4年度から令和6年度までの3年間を計画期間としております。本市の第3期プランについては、北海道アクション・プラン（第3期）との整合性を図るとともに、本市のこれまでの取組の成果や課題を検証する必要があることから、令和6年度末の策定としたものでございます。

○中村みなこ委員 1期、2期の計画も全て1年ずれて進んできているから、今さらしょうがないと思うのですが、1年前にアクション・プランができて、既に道も学校でもそれに基づいて動き出しているわけで、市が1年遅れてスタートするというところに何か違和感を感じております。しかも3年計画のうちの1年のずれは結構大きいのではないかなと思うところです。支障がないのであればいいのですが、市だけ後出しで追いかけているような、形だけ取り繕った計画という印象を受けるということだけはお伝えしておきたいと思います。

計画の主な内容については、今、部長より説明がありました。重点取組のほとんどが継続の取組ばかりで、新規のものは2つしかありません。その中の一つに、教頭の業務縮減とあります。どのような業務を縮減していくのでしょうか。

○中山学校教育部教職員課主幹 教頭の業務については、学校経営から保護者や各種調査への対応、地域や関係団体との連絡調整など多岐にわたるため、ほかの教職員と比べて特に長時間勤務となっております。こうした実態を踏まえ、今後、校長会との意見交換等を通じて、教頭の業務の縮小や簡素化について検討するとともに、各学校長に対しては、教頭の負担軽減を考慮し、校内体制の整備や業務の分散化を働きかけていきたいと考えております。また、負担の一因となっている各種調査について、必要性和妥当性を十分に精査し、引き続き、簡素化などの取組を進めてまいりたいと考えております。

○中村みなこ委員 今までも取り組まれていたことばかりかなという感じはしますが、より重点的に進めると理解いたしました。

そして、もう一つの新規の項目として、重点取組の2、部活動指導関連の大会等に係る負担の軽減、これが挙げられております。その中で、大会等の回数の上限の目安とはどのようなものなのか、お伺いします。

○山下学校教育部教職員課長 部活動指導に係る負担軽減については、これまでも適切な休養日と活動時間を設定してきたところですが、大会については、種目や時期によって毎週末のように開催されている状況にあります。大会については、学校が教育上の意義や生徒の活動の成果を示す場として考慮しつつ、過度な負担にならないよう大会を精査していく必要があると考えております。

○中村みなこ委員 具体的なことは市教委で提示するものではないとお聞きしました。学校や部活動ごとの検討を促していくということかと思いますが、ある程度種目ごとで全学校共通の目安が必要となるのかなとも思っております。あの学校の部活はたくさん大会に出られるそのような格差が生まれたり、大会経験が少なくなる分、数少ない大会に向けて練習試合が多くなったりですとか、付随する課題も様々出てきそうだなと感じております。その辺りの配慮の必要性も指摘しておきたいと思います。

さて、次です。働き方改革はもう何年も取り組まれてきており、もう学校現場でやれることはやり尽くした感があります。それなのに、今回の計画にも、学校行事の精選、学校組織の見直し、教育課程の編成などが挙げられていまして、継続で取り組むことになっています。もう手をつける余地がないのではないかと私は思っていますし、先生方からもそう聞いております。しかし、そこをこの3期の計画でもっとやれるでしょうという内容になっています。そう言われる現場の負担、どのように認識しているのか、お伺いします。

○山下学校教育部教職員課長 これまでの各学校の働き方改革の取組により時間外在校等時間については大きく削減してきており、現状の人員配置でこれ以上の取組を進めることは限界があるとの声があることは承知しておりますが、一方で、学校における働き方改革は、ただ単に勤務時間の削減を目的とするものではなく、仕事の質を高めることを目指すところでもあります。

そのため、仕事の進め方や事務改善など、工夫できることが尽きることはないと考えられますので、その視点を持てば、業務の見直しや簡素化といった取組には終わりがあるわけではなく、常に進めていく必要があると考えております。

○中村みなこ委員 工夫は尽きない、終わりなく常に進めるとのことですが、重箱の隅をつつくようなものにしかならないのではないかと思います。実効性の高い改革にするのに、工夫だけでは到底無理ではないでしょうか。あとは、どれだけ仕事の中身、量を減らすか、もしくは予算をつけて取り組むかしかないのではないかと感じております。予算に関わる取組としては、専門スタッフ配置促進、部活動地域移行、給食費公会計化、勤務時間外の電話対応見直し、留守電の設置ですね、などがあります。

新年度予算がついて進んだ点をいま一度お示してください。

○山下学校教育部教職員課長 本市では、特別支援教育補助指導員や部活動指導員などの専門スタッフの配置など、教職員をサポートする取組を拡充してきており、令和7年度については、看護職の資格を持つ特別支援教育補助指導員を16名から18名に増やし、部活動指導員も3名増員し、24人体制と充実いたしております。

留守電については、働き方改革推進プランを策定した平成31年当時、設置校は僅かでありましたが、その後、学校の改修時や電話システムの更新時において留守番電話機能を備えたシステムを更新してきており、現在では56校で使うことが可能となっており、令和7年度では13校について更新を進め、合わせて69校で整備される予定でございます。

○中村みなこ委員 留守電の設置は結構進んでいますが、人の配置となると本当に微々たるもので、全く影響を受けない学校、先生が大半です。実効性の高い改革には程遠いと言わざるを得ません。

なかなか先が見えないのですが、実効性の高い働き方改革を推進、これの実現のために一体どこに力を入れて、特に推進していくのでしょうか、その意気込みをお聞きしたいと思います。

○坂本学校教育部長 教職員を取り巻く環境については、近年、特別な支援を必要とする児童生徒の増加に加え、いじめや不登校への対応も増えており、従来と比べて業務が複雑かつ多様化し、さらには困難化も増しており、依然として一部、長時間勤務を強いられている教職員がいる実態にあるものと我々も認識しております。教職員に関わっては、長時間勤務だけではなく、新規採用を含めた人材の確保やメンタルヘルスへの対処など、子どもたちの健やかな成長を育むために解決しなければならない課題が数多くあると考えています。

これまで、平成31年に策定した働き方改革推進プランに基づき、学校においては校内分掌の見直しや学校行事の精選、教育委員会においては部活動指導員をはじめとする様々な専門員の配置を拡充し、学校と教育委員会がそれぞれの役割を果たしながら教職員の多忙感や負担感の軽減に向けた取組を進めてきております。

今年度からは、新たにいじめ、不登校対策としてモデル校に支援員も配置しており、今後は効果や課題を検証し、財源確保と併せて取組の拡充について検討を加速化してまいりたいと考えています。

小中学校の働き方改革の推進に当たっては、学校のマンパワー不足を補うことが何よりも重要であると思っています。自治体単独で学校の人的支援を行うことは、本市と同規模の中核市においても財政上大きな課題となっているため、教職員定数や学級編制において、地域が特性に応じて柔軟に対応できるよう、財源移譲も含めた法整備などの必要な措置を講じるよう、専門スタッフ配置といった補助事業の充実と併せて国へ要望しているところであります。すぐに解決できるものばかりではございませんが、引き続き、第3期プランで掲げている、特に、校務の効率化の推進、部活動指導の負担の軽減、学校運営体制の見直しといった重点項目について、着実に取組を進めてまいりたいと考えております。

○中村みなこ委員 学校現場では、教育のレベルを上げるとして学力向上、体力向上ですとか、校内研究でも子どもたちをどうやって伸ばしていくのか日々取り組んでいます。ずっとそれを求められ続けて先生方は働き続けているわけですが、そこにさらに指導内容は増え続け、いじめ関連の取組も追加されました。それなのに、もっと効率よくやれ、勤務時間を減らせ、早く帰れと求められていて、これからもさらにもっと効率よくできる場所を探しなさい、削るところがあるでしょう、意識を高くしてうまくやりなさいと求めているのがこの計画になります。ものすごい矛盾というか、むちゃを言っているなと思えないです。そもそも、もう市のレベルでどうにかなるものではないと思います。もう国のレベルの問題でしかないと思うんですが、学習指導要領とか配置基準とかの問題で、そこに手をつけるしかないんですが、なかなか市のレベルでは手をつけることができないとなるともうマンパワーしかない。ですがそれもできないと。もう本当、手詰まりだなと感じているのがこの働き方改革です。

でも、そうは思っていないとも言えないでしょうから、工夫は尽きない、業務の見直し、簡素化に終わりはないという先ほどの答弁になってしまうとは思いますが、でもそれが、時短ハラスメントですとか、働き方改革推進ハラスメントにつながって、結局、表面に見えないところで仕事をせざるを得なくなっているのが今の実態だと思います。

工夫は尽きない、終わりはない、常に進める、その言葉は現場に向けて発すべきものではないということ、あと、手詰まりだけど、市教委がその言葉をしっかり受け止めて計画を推進していくべ

きだということを指摘いたしまして、この件については終わりたいと思います。

○高花委員長 他に御発言はございますか。

○横山委員 6年間、働き方改革推進プランを続けてきて、数字上は効果があったということで評価をされているようなんですけども、現場の教職員と話をするときに、この数字ほど効果を感じていない現場の感覚があると思います。45時間を超えている教職員の割合は減っているんですけども、前もどっかで話したと思いますが、44時間ぐらいの人たちとか、40時間の人たちっていうのが何も変わっていなければ、実は何も働き方は変わっていないっていうふうに見なきゃいけないんじゃないかということを再三指摘してきたつもりです。もう一つは、月曜日から金曜日まで、特に在校等時間を減らすために早く帰るっていう、意識も変わってきて早く帰ることにしているけども、結局仕事が終わらないまま帰っているから土日でやるかと、土日でもやるしかないなっていうことを選択している教職員は非常に多いんですよ。これも再三、市教委に求めてきたと思いますが、持ち帰りの業務の時間、それから週休日の勤務の実態もしっかり客観的に調査をするべきだというふうに指摘をしてきました。質疑すると言っていないんですけども、改めてそのところをきちんと精査しないと、いつまでもこれを続けていて何となく数字は減っているように見えているけども現場の感覚は何も変わらないってことがずっと続くんじゃないかと私は考えていますが、改めて、勤務時間の部分の精査を市教委としてするつもりはないのかどうかだけちょっと伺いたいと思います。

○坂本学校教育部長 今、横山委員のほうから御指摘のあった学校現場の多忙感については、月曜日から金曜の何も平日に限ったものではないと、家に帰ってからの持ち帰りの仕事、あるいは週休日、土曜、日曜日の仕事もあるのではないかなというような御指摘だと思いますので、そういった部分については、私ども、毎年度調査を行っている教職員の実態調査と併せて、持ち帰りの仕事の状況ですとか、週休日の勤務の状況についても、可能な限りどういった実態になっているのかっていうのは把握していかなければならないと思っていますし、今後の調査については、どういった形の把握の仕方がいいのかというものも整理しながら取り組んでまいりたいと思っています。

○横山委員 調査していただけるということでお答えいただいたというふうに確認をしたと思いますので、よろしくお願いします。

あとは、中村みなこ委員もおっしゃっていましたが、結局、人を増やすか仕事を減らすかしかないんですよ。そのどちらも今やれていないっていうのが現状で、市教委でできることには限界があるということは十分私も理解はしているつもりなんですけれども、もう一步踏み込んで、教育課程の編成権が学校にあることを最大限活用して、中身の充実をすることで授業時数をそれほどかなくてもいいんじゃないかっていう議論を学校でもっとしてもいいんじゃないかと。昔はそういうふうに学校現場で随分工夫をしながらやっていたんですよ。標準授業時数を使わなくても、教科書の中身は終わらせることができるので、教科書の中身をやるのが教育の目的ではないんですけども、十分それは可能だということで、私が現場にいた頃はそういうふうに工夫してやってきたつもりですので、その工夫を認めないっていうことで、言うとおりにやれっていうことであればもう議論の余地はないんですけども、特に小学校で、中学年、低学年も含めて6時間が続くような学校の日課が果たして正常なのかどうかということも大いに議論をしながら、もう一度、働き方改革がどういった形で進めたらいいのかっていうもう少し突っ込んだ議論をすべきじゃないかということ

だけは指摘をしておきたいと思います。

細かいことは、これから先の委員会等の質疑の中でも明らかにしていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○高花委員長 他に御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、旭川市民文化会館整備基本計画策定に係る市民説明・意見交換会の開催について、旭川市アイヌ施策推進地域計画の策定についての以上2件につきまして、理事者から報告願います。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 新しい文化会館整備に向けましては、検討会などで様々御意見をいただきながら基本計画の策定を進めておりますが、現段階における検討状況について市民の皆様にも広くお知らせし、多くの方々に関心を高めてもらうとともに、さらに御意見をいただきながら計画策定が進むよう、市民説明、意見交換会を開催することとしましたので御報告させていただきます。

資料の1枚目を御覧ください。開催概要でございます。関係資料を文化会館のエントランスホールにて御覧の日程で3週間程度展示しまして、併せて市民説明、意見交換会については御覧の日時にて3回開催いたします。昨年、建設予定地が決定以降、検討会では基本構想が示す考えに沿った施設の在り方についてワークショップ形式にて議論を進めましたが、その議論を踏まえまして作成しました資料の2枚目でございますイメージ模型やイメージイラストなどを展示するほか、これまでの検討経過などについてまとめましたパネルなども展示しまして、併せてアンケートによる意見を求める予定です。また、市民説明、意見交換会では、この関係資料を利用しながら検討経過などについて詳しく説明し、質疑や意見交換などを行う予定でございます。この催しの周知方法としては、広報誌「あさひばし」のほか、市のホームページやSNSで情報発信するとともに、報道関係などにも依頼いたします。

なお本日、展示します模型を委員の皆様へ御覧いただきたいと考えておりますので、場所が文化会館になりますけれども、御参加いただける委員の方は、この委員会終了後に本庁舎の1階のほうへお集まりをお願いします。

報告は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○田村社会教育部長 旭川市アイヌ施策推進地域計画の策定について御報告申し上げます。

本市では、令和元年のアイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律成立を受けて創設されました国のアイヌ政策推進交付金により、財源の8割を賄いながら各種アイヌ関連事業を実施してきたところであります。交付金の活用に当たりましては、自治体が地域計画を策定し、それに沿って事業を進めることが求められておりますことから、本市では、令和2年度に第1期の旭川市アイヌ施策推進地域計画を策定しております。この第1期計画につきましては、令和6年度で事業期間が終了となりますことから、昨年6月に地域のアイヌ関係者や有識者による検討会を立ち上げまして、令和7年度から11年度までの5年間を対象とした第2期の計画の作成について協議を行ってまいりました。アイヌ文化の保存、伝承のために、継続が必要な事業

や新たに実施すべき取組など、検討会での様々な御意見を踏まえ、引き続き交付金を活用しながら各種アイヌ関連事業を実施するものとして、お配りしております資料のとおり第2期計画を作成し、今年3月19日付で国の認定を受けたところであります。

資料の旭川市アイヌ施策推進地域計画概要を御覧ください。まず、第2期計画の目標といたしまして、アイヌ施策推進法の理念の下、民族の尊重と共生社会の実現を目指すものとして、法定のアイヌ文化の保存又は継承、アイヌの伝統等に関する理解の促進、観光の振興その他の産業の振興、地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進の4分類に合わせた定量的指標を設定いたしました。それぞれの指標の現状値、目標値は、資料に記載のとおりであります。この目標値実現に向けた計画記載事業の5年間の総額は約4億8千600万円であり、それぞれの事業費内訳は、別紙の一覧表にお示ししてございます。なお、第1期計画との比較では約1億1千400万円の増となっております。

次に、この目標実現に向けた地域の基本方針についてであります。第1期計画で進めてきました方向性を継承した上で、第2期計画では、①文化の保存と伝承、②文化の理解促進、④施設の整備の3つに再整理いたしまして、さらに新たな要素として、資料の中の太枠で囲ってあります2つの項目を追加しております。1つ目として、③市民の主体的活動の促進では、地域のアイヌ文化の持続的発展を目指すという観点で、年々減少するアイヌの当事者だけではなくアイヌ文化振興に取り組む方を増やしていく取組、2つ目として、⑤仕事の創出では、公的支援だけではなくアイヌの方が自ら資金を確保していくことを支援する取組を新たに加えております。これらの基本方針に沿った具体的な事業につきましては資料にお示ししておりますが、市内の国有林を主なフィールドとしてアイヌ伝統の工芸品の作成に必要となる林産物の現況調査、採取、活用等を行う自然素材の調達、研究、栽培や、北門中学校にあります資料室等の展示環境を再構築いたします知里幸恵関連資料の展示環境整備などがございます。

なお、本計画につきましては、今後の国との協議や、引き続き開催いたします検討会での意見などを踏まえながら適時内容の見直しを行うとともに、関係部局とも連携しながら各種事業を実施し、計画に位置づけた目標の実現を目指してまいります。

御報告は以上です。よろしくお願いいたします。

○高花委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○中村みなこ委員 それでは、アイヌ施策推進地域計画策定について、何点か質疑させていただきます。

地域の基本方針の中に、文化の保存と伝承とあります。本市の博物館内のアイヌ関連の展示は大変充実しています。国立博物館の比ではない、アイヌ関連施設の中でも比較的新しく大きいウポポイにも勝るという声もあるほどです。そして、バックヤードにもたくさんの資料、展示物があると聞いております。

そこでお聞きいたしますが、近年、それらは生かされているのでしょうか。それらが日の目を見るような取組はこの計画に組み込まれているのか、お伺いします。

○坂本社会教育部文化振興課長 旭川市アイヌ施策推進地域計画では、アイヌ文化に関する企画展の開催という取組で、アイヌ文化に関する収蔵品を活用した企画展とその関連事業を実施することとしており、この取組の中でバックヤードの収蔵品の活用を図ってまいります。

また、博物館収蔵アイヌ関係資料の整備と収集という事業では、所蔵する上川アイヌに関する民具や写真等の整理とデータベース化を進めるとともに、収集、保存にも取り組み、アイヌ関係者への閲覧、貸出し等により、文化継承の活動に活用していただけるよう支援を図ってまいります。

○中村みなこ委員 それでは次に、文化の理解促進として、市民向けの取組もたくさん列举されております。地元市民の関心を高めていくことは大変重要と考えますが、なかなか高まっていないなと感じています。博物館等での企画など、今までも広報やフリーペーパーで目にすることは多いのですが、足を運ぶまでには至っていないように感じています。

事業の種類や内容の周知、プラス何らかの手だてが必要なのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○坂本社会教育部文化振興課長 市民向けの各種事業の実施に当たり、関心を寄せていただく周知方法は、どの事業においてもなかなか難しいものでありますが、引き続き、タイミングやターゲットを見極めながら、様々な媒体を活用し、効果的な周知に努めてまいります。

また、関心を高めるためには、アイヌ文化にあまり興味がない方も含めてより多くの方の目に触れることも必要でありますので、本年3月28日にJR旭川駅構内でアイヌ古式舞踊を御覧いただく駅ナカポヌポポというイベントを開催しましたが、多くの方に足を止めていただき、幅広い層に本市のアイヌ文化を発信する機会として一定の効果があったものと考えております。

今後についても、中心市街地等の日常的に市民が行き交う場所における同様のイベント開催及び計画への内容追加について、アイヌ関係者とも協議を行いながら検討してまいります。

○中村みなこ委員 まずは、広く市民の目に触れる機会を設けていくとのことですので、その効果を期待したいと思います。

さて、子どもたち対象の企画も長年継続されております。小学校でアイヌの学習は、主に4年生で扱われます。そこで博物館見学が組み込まれるなどして、一気に関心が高まります。そして、より広く、深い理解促進につなげるために、そのタイミングを生かすことは大変効果的だと考えます。そのタイミングで、出前の体験会をはじめ、ほかのイベント案内、アイヌ関連パンフレット配布、アイヌ料理給食など、様々なものを絡めて進めてはいかかかと思いますが、いかがでしょうか。

○坂本社会教育部文化振興課長 アイヌ民族音楽会の開催やアイヌ学習プログラムの実施に当たり、小学校と十分に調整を行いながら、事業の進捗状況に応じた適切なタイミングで、児童にアイヌ文化に触れ、楽しみながらしっかり学んでいただく機会を設けるなど、学習効果の向上に努めるとともに、適宜、アイヌ関連施設や各種イベントの周知を図ってまいります。

○中村みなこ委員 どの学校でも学習時期は大体同じなので、その辺りの調整は必要かと思いますが、このタイミングを適切に生かしていただきたいと思います。

次に、アイヌ文化の体験会等で、ムックル演奏体験は定番だと認識しております。うちの息子も5年ぐらい前、修学旅行でウポポイを訪れてムックル体験をしたと言って、ムックルを持ち帰って家でピンピンピンやっていました。このムックル、以前アイヌ記念館では300円ぐらいで売っていたという時代もあったそうですが、現在はなかなか手に入れないと、先日、アイヌ記念館の川村さんにお聞きいたしました。材料の調達も難しく、作り手がないために、ムックルを作ることができないとのことでした。ムックルや木彫作り、それだけをなりわいとして生活が成り立たないというのも大きな要因であると思われます。ほかにアイヌ文化の継承をなりわいとするもの

には、アイヌ文化のガイドというお仕事もあります。

アイヌ文化の伝承、継承と考えたときに、担い手を育成することも大事だと考えます。それらへの支援等も含めて、計画に入れるべきではないでしょうか。

○坂本社会教育部文化振興課長 ムックルが手に入りにくくなっていることについて、本市としても課題として認識しているところですが、市外からの技術者を招聘することで技術継承、人材育成が図れないかということについても関係者と協議をしているところであります。しかしながら、その製造、販売をなりわいとして成り立たせることは、それらの取組を行ったとしても需要や労務負担の観点から現時点では困難であると考えております。

そうしたことから、本計画では、アイヌ文化に関する新たなサービス・製品の開発・販売支援という項目を位置づけており、こうした取組を通じて企業や教育機関等の第三者の御協力もいただきながら、観光ガイドも含め、アイヌ文化の継承をなりわいとして成り立たせるための手法について検討を進めてまいります。

○中村みなこ委員 大変難しい問題とは思いますが、ぜひその辺りにも力を入れていただきたいと思います。

次に、アイヌの歴史と文化の小冊子を作るという計画があります。ウポポイでは迫害の歴史の扱いが薄いという評価があります。本市ではその辺りのことをどのように扱っていくのでしょうか。

○坂本社会教育部文化振興課長 本計画で制作する小冊子につきましては、アイヌ関連の写真等の資料収集や、アイヌ文化や生活に関する年長者への聞き取り調査などの他の取組で得た情報を中心に、計画の最終年度となる令和11年度にまとめる予定であり、現時点では具体的内容は決まっておりますが、大まかな構成としましては、アイヌ民族文化財団が発行しております「アイヌ民族～歴史と文化」という冊子の内容を参考とする旨、本計画に記載しており、文献調査等も含めた大局的な視点での地域の歴史について触れることになると想定しております。

歴史観につきましては、様々な見方、解釈があるところですが、市の刊行物であることを踏まえ、新旭川市史や学術論文等の信頼性の高い文献の記載を参考としながら、掲載内容について検討してまいります。

○中村みなこ委員 冊子に限ったことではありませんが、史実に基づいた内容にしていきたいと思います。

それでは最後です。この計画のゴール時には、本市がどのような状態になっていることを目指すのでしょうか。ぜひそのイメージを共有したいと思いますので、御説明をお願いします。

○田村社会教育部長 本計画の目標は、地域のアイヌ文化の保存、伝承、理解促進に加え、産業や観光の振興、地域内、地域間の交流促進を通じて、民族同士が相互に人格と個性を尊重し、共生していく地域社会を実現することとしております。

実現を目指します共生社会の姿として、市民等によるアイヌ文化の理解が十分に深まっていることや、そのための活動に必要な施設、活動場所などの環境が十分に整備されていることが必要と考えておりますが、さらに今回の計画では、アイヌの方々以外の市民にもアイヌ文化の理解者、発信者として主体的に取組に参加、協力いただけるようになっていることですか、アイヌ文化に関連する仕事が創出されていることなどをイメージしているところであります。

一方で、そうしたイメージを目指しつつも最も重要なことは、計画終了後もアイヌ文化がしっか

りと継承されていくために取組を継続していることであります。

こうしたことから、アイヌの方自身による若年層への日々の地道な伝承活動がしっかりと行われていくための支援を継続していくことこそが最も重要と捉え、日頃よりアイヌ関係者とのコミュニケーションを密にとり、まずは、本計画に定めた数値目標を達成するため、各種事業に取り組み、アイヌ施策推進検討会を中心とした関係者の協力体制の下、状況の変化に応じて柔軟に計画、取組を修正しながら、互いに尊重し共生する地域社会を目指してまいります。

○中村みなこ委員 状況の変化に応じた柔軟な計画、取組の修正を行うとのことですが。行政の計画は四角四面の融通の利かない計画が多いので、本基本計画が魅力的な取組につながりながら、進化していくことを期待しております。

以上で、私の質疑を終わります。

○高花委員長 他に御発言はございますか。

○横山委員 すみません、文化会館の基本計画策定に関わる市民説明、意見交換会の開催についてちょっと1点だけ聞きたいんですけども、各回50名の予定ということで、3回を掛ければ150名想定ぐらいということなんですけど、議員としては傍聴が可能なのか、それとも参加者として来いということなのか教えていただきたいのと、この後のスケジュールも市民に何か示していかないと、ここで全部決まっちゃうのかみたいいに駆けつける人がいることも想定するし、いやまだ先だべって言ってスルーする人もいるんじゃないかなと思いますので、この後がどういうところに向かっていくのかっていうことだとか、例えば、基本計画が具体的になってきた段階でまた引き続きやるんですよっていうようなことも含めて、何かアナウンスする必要があるんじゃないかなというふうにも思うんですが、その辺りのお考えもちょっと伺えればと思います。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 まず各回50名ということで、この50名というのは第2会議室の定員が大体50名でございまして、50名来たら締め切りますということは決してしません。それで模型のほうは、これはイメージ模型でして、これまで検討会の中で基本構想に向けてどんなイメージか、大きさとかキャパシティの部分については一切まだ決めていなくて、今日の委員会後に見ていただくと思うんですけども、そういった今、検討会で話している経過を御説明するというところでございまして、まず定員のほうは、会議室もたくさんございますし、それから、一応我々のほうで受け付けてから御案内するというシステムにしていますので、たくさん来るようであれば、これはまた今後も含めて御案内したいなと思ってございます。

それから計画のほうなんですけれども、今申し上げたとおり、まだ検討段階ということについてはこれまでも御説明したとおりなんですけれども、今後この会を御案内するときに、その辺もしっかり、決まったということが伝わらないようにアナウンスしていきたいと思っておりますし、意見交換会に来た皆さんにもしっかりその旨を伝えながら、いつできるということはまだなかなか言えるような段階ではございませんけれども、分かるような形で説明をしていきたいと考えております。

○高花委員長 他に御発言はございますか。

○品田委員 すみません。今の関連で、市民文化会館の関係なんですけども、関連するような団体へのそういう御案内みたいなものは考えていらっしゃるのでしょうか。

○田島社会教育部文化ホール整備担当部長 これまでも各美術・芸術団体、文化会館を利用されている団体さんには、基本構想の段階でもいろいろヒアリングしながら、それからアンケートもしな

がら、連絡先は取っておりますので、もちろん関係する皆さんにはしっかりメールなり、それからいろんなツールがありますので、そういった部分で積極的にお知らせしていきたいというふうに考えております。

○高花委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高花委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては退席していただいて結構です。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前10時59分

○高花委員長 再開いたします。

4、市民と議会の意見交換会における市民意見についてを議題といたします。

この件につきましては、2月17日に委員間討議を行い、その後の協議で、4月の委員会においてまとめを行う委員間討議を実施することを確認したところであり、正副委員長案を配付させていただいたところです。本日の資料に正副委員長のまとめ案が出ておりますので、御確認願います。

それでは、このまとめ案について、江川副委員長のほうから読み上げていただきたいと思います。

○江川委員 では着座にて、委員会資料なんですけれども、改めて説明をさせていただきます。

令和7年2月17日に、この委員会室において、出席者、委員8名全員で委員間討議を行わせていただきました。議事録として、委員長を中心にして正副委員長案をまとめました。

1、地域の子どもたちの状況と支援策。

駅南の子どもたちの状況と中高生の居場所づくり。中高生が自由に集まれる居場所を提供することの重要性が議論されました。駅南などの場所が集まりの場となっている現状が指摘され、駅南に集まる子どもたちの状況について議論があり、警察が支援に動いている実態が確認されたことから市が関与するものではないとの意見がありました。実際に市の青少年係が定期的に動いていることから、今後は手厚く予算をつけて予防策の支援が必要との発言もありました。警察や学校関係者からの情報を集め、現状を確認し把握するための場を常任委員会に設ける提案がなされました。

2、子どもたちの居場所と支援の改善。

1番、子どもたちの居場所と支援。旭川市には子どもたちの居場所が不足しているという問題が議論され、本当に居場所が足りないのか、学校外のところでどのような問題が起きているのかなど、実態調査の必要性が指摘されました。市民団体や警察、学校関係者との連携も重要視されました。

次に、情報格差と教育格差。情報格差や経済格差が教育格差につながるという意見が出され、特に、ヤングケアラーや不登校の問題が取り上げられました。ふだんの生活で大多数の子どもたちが関わるところの議論があまりされていないとの指摘もありました。時代背景の影響があること、女性活躍といっても子どもが相談できるのは家庭の中であり、母親業にフォーカスし子どもと向き合う時間に余裕が生まれるような行政からの手助けがあればよいとの意見もありました。

子ども総合相談センターの役割。意見交換会において子ども総合相談センターが何もしてくれないという意見があり、機能が十分に果たされているのかが議論され、改善の必要性が示唆さ

れました。

児童センターの不足と役割。同じく意見交換会で旭川市には児童センターが不足しているとの声があり、札幌市のユースプラスの視察結果を参考に、人と予算と場所の環境を整える重要性和、児童センターがない地域もあることこそが格差であるとの意見もありました。民間団体との連携についても提案されました。このような視点が必要であったことや、児童センターの数を増やし、子どもたちが自由に出入りできる空間を提供することの重要性が議論されました。

3、地域施設を活用した異世代間交流と子どもたちの居場所づくり。

異世代間交流の場の活用。札幌市のユースプラスのように異世代間のコミュニケーションを促進するために、既存の施設やフリースペースをどのように活用するかについて議論がなされました。特に、中学生や高校生が放課後に利用できるスペースの重要性が指摘されました。そのために子どもたちの声を聞かなくてはならないことも指摘され、事実、意見交換会には現役の高校生が参加されていて、もっと意見を聞いてほしいとアプローチがありました。

市の施設の無償利用。無償化が全部よいとは言いませんが、住民センターや地区センターなど市の施設を無償で利用できるようにすることで、世代間交流を促進し、子どもたちや地域住民の活動を支援することができるのではないかと提案がありました。

公民館の活用。公民館を中高生等の子どもたちには無料開放し、地域の教育や交流の場として活用してもよいのではないかと提案がありました。特に、不登校対策としての利用が議論されました。

4、子どもに対するサービス及び福祉と地域の情報共有。

子どもに対するサービスと福祉。子どもに対するサービスや福祉の在り方について議論がなされました。特に、子どもが自由に受け入れられる場所の必要性や、家庭間の経済格差や情報格差が子どもに与える影響について話し合われました。困っている子どもたちに耳を傾けて寄り添う大人にしなければならないとの指摘がありました。

地域の情報共有と市民の役割。地域の問題や実態を共有する必要性について議論されました。特に、学校や警察との連携を通じて地域の状況を把握し、市民全体で情報を共有することの重要性が指摘されました。

全体のまとめとして、日頃の各委員の活動や経験から様々な提案と指摘があり、どれも貴重な意見ばかりであったことから、多岐にわたって議論ができたことは今後の市の施策に生かしていきたいと強く思うところです。子育て文教常任委員会としては、今回、委員間討議を経たことにより、今後も幅広い視野をもって、充実した子育て支援になるよう鋭意努力してまいりたいと考えています。

以上です。

○高花委員長 このように正副委員長案をまとめさせていただきまして、このことで委員間討議を行いたいと思っていますけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高花委員長 それでは、委員間討議に入ります。なお、委員間討議での発言は挙手により発言を求めることとし、委員長許可後、着席のまま御発言願います。

正副委員長案について、各委員に御意見を伺います。

一応私のほうからなんですが、皆様の発言、必ずところどころ1か所ずつ入れさせていただきました。自分の意見が載っていないということはないと思います。

それでは何か御発言ございますか。修正等があれば、御意見いただきたいと思っております。これは皆さんに、ラインワークスで事前に配信させていただいたので、今日ここで初めて見るものではないと思いますけれども。

自分で言うのもなんですが、文言をちょっと修正したほうがいいなと思ったのが、今、江川副委員長に読んでいただいた2番の子どもたちの居場所と支援の改善の子どもたちの居場所と支援の2行目、学校外のところでどんな問題が起きているのかとなっていますけど、今、副委員長がどのようなと読まれましたので、どんなではなくどのようなというふうに文言を変えてもよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高花委員長 あと皆様のほうで気になるというか、もうちょっと入れたほうがいいとか、何かございませんか。

○横山委員 ちょっと文言がどうなのかなと思って気になるのは、情報格差と教育格差のところの下から3行目の一番最後、母親業でいいですかって、業じゃないんじゃないかって。何か役割とか、何か違う言葉と、どうですかね。ちょっとどなたからの発言なのか。

○高花委員長 これは笠井委員の発言で、そのように記録に残ってしまして、ここに入れさせていただいたんですけれども。

○笠井委員 すみません、母親業、変えてもいいですし、違和感があれば。

○江川委員 これが母親業としてのどういったイメージでこの言葉を使ったのかを教えてもらってもいいですか。それによっては、あえて変える必要は私はないのではないかなと思いますし、一方で、恐らく横山委員の発言も別にこれを変えなさいということではなくて、どのようなイメージなのかっていうところで、例えば補足をしたほうがいいのではないかという意見に私には捉えられたので、よかったらぜひそこを出していただけたらと思います。

○笠井委員 いろんな職業がある中でという意味合いでした。時代背景があって、お母さん業っていうのも大切にされていていいですよっていう意味合いです。

○高花委員長 あのときたしか、女性活躍って言ったって、家庭の中でお母さんが子どもの声を聞くとか、そういった部分をもっと、お母さんへの注目というかフォーカスをしたほうがいいんじゃないかっていう思いがあって発言されていたかなっていうふうに思ったんですね。

母親業、何か説明つけますか。

○江川委員 そういった意味合いであれば、恐らくかぎ括弧か何かにして、説明は付け加えたほうがいいのかなというのは思うのと、あと、これは様々な考え方があると思うんですけれども、私自身の受け止めとしては、それはある意味では母親に特化したものではなくて、ほかの保護者というわけでもなく、それを仕事っておっしゃったとおり、別に何ていうんですかね、家庭の中での役割分担とかそういう意味合いではないんだなっていうことは思ったので、今、家事代行サービスとか、外に向けての仕事として確かにそう言われたらなりわいとしてはあるなと思ったので、何か別な言葉に変えたほうがいいのか、あるいは、意図としては何となく今まで母親が担ってきたっていうところの意味合いがすごくあって、それを母親だけじゃないよねっていう意味合いなんだなっていう

ことが分かったので、そこをうまくこう文言を何かこう、家庭的役割分担制につながらないような内容に変えるべきなのかなとか、いろいろちょっと聞いていて思いました。

○高花委員長 皆さん、どう思いますか。

○品田委員 今のお話で、ちょっと私も、業、やっぱり役割分担が根っこにあっての発言に聞こえてしまって、私は逆に。だから、私もここはちょっと引っかかっていたところではあったんですが、このフォーカスしていうところが、母親業にフォーカスし——。今、結構子どもがいろいろ問題があるのを、やっぱり母親に、何ていうんですかね、主婦であることを前提として、母親で、働いている女性がやっぱりゆとりがない状況はあるから、その後ろの子どもと向き合う時間に余裕が生まれる、これはもう父親も母親もそういう時間が必要で、行政からの手助けがあればよいっていうそこはいいんですけども、どうも母親っていうところに、やっぱり子どもは母親みたいな、結構いろんなところからそういうものがまた今強まってきているように思う中で、ここはちょっと、私は何ていうかな、母親業にフォーカスしのところが、やっぱり抜かしてみたらじゃないですけど、いろんなお考えがあるからあれですけど、ちょっと何ていうかな、何て言ったらいいんでしょう、やっぱり私としては削除していただきたいなっていう気がします。

○高花委員長 私としては、できるだけ皆様の発言は勝手に変更はできないと思っておりまして、この委員間討議っていうのは、ほぼ初めてこのような形で議会としてもやっていて、記録も残っている、ひな形とかもなく、本当に話をまとめるのも結構大変だったんですけども、その中で私が一番注意したのは、言葉を変換しないで、やっぱりそのときの私たちの気持ちのまま載せていくことも大事かなっていうことで、実は皆様のお言葉を勝手に変更せず、僅かな1行2行だと思うんですけども、ありのまま載せさせていただいております。何かこのことで誤解を受けるっていうよりも、ありのままのという言葉というのが私はあってもいいのかなというふうに思っております。これで言いたいことが伝わっていないっていうのではなく、言いたいことが伝わっているんであればいいのかなと私は思っているんですけど。

皆様の、削除したほうがいい、この言葉がどうなのかって、変えてもいいっていう発言もあったりしましたけれども、どうでしょうか。

○横山委員 ちょっと今、2月17日の委員会記録を見ているんですけど、笠井委員の発言が「そもそもやっぱり母親業というのにもフォーカスされるべきだ」と。だから、これまで母親が子どもとの関係の中で担ってきた役割ってやっぱりあるよねって、それは子どもによってはお父さんのほうがいいのかいろいろあるんでね、おじいちゃんがいいっていうのはあまりないか。だから、どこかだけ取り上げちゃうとやっぱりあれなんだけど。例えば、そういうものも女性活躍と言って、女性が社会に出ることばかりに側面を当てるなっていう発言だったと思うんですよね。むしろ、家庭の中で役割を担えるような支援だとか、時間の保障みたいなことは、これはだから例えば女性だけじゃないんだと思うんだけど、父親にもあったらいいよなとか思ったら。今、だから、父親用にも育児休暇だとか、行事で休めるようになったそうです。入学式だから休みますっていう休暇が教員にも認められるって話があったから、何かそういう文脈の中での話だっていうふうになればここはいいと思うんですよね。だから、ちょっとまとめているので、言葉足らずになっちゃっているのかなと思います。

○駒木委員 委員長と副委員長、まとめてくださってありがとうございます。

この中で、総合的に見たらこういう意見があった、こういう指摘があったっていう文言が入っていますので、ありのままを載せて、受け止めは様々だと思うんですけど、そのとき実際に委員間討議であった事実の言葉でありますので、そのまま載せて私はいいと思っています。こういう意見というのは、全員の意見っていうふうに受け止められないと思うんですよね。なので、一人一人の意見としてまとめ上がっているものと私はそのように解釈してますので、私の意見としてはいいのかなと思っていますところす。

○高花委員長 元の記録を見ましても、「親の相談窓口というのも、私は、根本のそこを解決してあげると、家庭の中でゆとりを持って子育てができたりとか、子どもが感じている相談事っていうのを親にすることができたりというのも、家庭への支援、母親への支援というのを重要視すると、子どものもやもやした気持ちというのは外に向かず、親と向き合えるというのも、時代背景としてちょっと難しいと言うのかもしれないですけど、まず行政が差し伸べるところは、今、女性活躍、女性活躍って言って、女性が社会に出ることがいいんだみたいな形になってしまっていますけど、そもそもやっぱり母親業というのもフォーカスされるべきだし、母親に対して行政として何か手助けするというのも一つ、子どもと向き合う時間にも余裕が生まれるんじゃないかな」という、これがこの時の笠井委員の発言の中で出てきたんですよね。

だから、ちょっとここに付け足させていただいて、母親業にフォーカスしだけが前面に出てしまう印象を受けるということであれば、子どもと向き合う時間に余裕が生まれるような行政からの…やっぱりまとまっているなこれ。まとまっているといえどもまとまっているんですね。

○品田委員 だから、ちょっとまとめ方を変えていただけるといいかなと思うんです。発言を伺っていたときはそんなに違和感を感じなかったんですよね。ただ、この書き方であると、やっぱりちょっと何ていうんですかね、違和感を感じますので、ちょっとまとめ方、本当によくまとめていただけたなと思ってあれだったんですけど。

○高花委員長 例えばですね、女性活躍といっても子どもが相談できるのは家庭の中であり、母親が子どもと向き合う時間に余裕が生まれるような行政からの手助けがあればよいとの意見があったとかにしますか。母親業にフォーカスっていうのが全くなくなっちゃった。私でもこのね、母親業にフォーカスっていうのは、何ていうんでしょう、逆に分かりやすいと思ったんです。いろんな意見ありますけどね。

○駒木委員 私も委員長のおっしゃるとおりで、すごく分かりやすい言葉だと逆に思っているところなんです。また、このフォーカスということはすごい深みもあると思っています。

○江川委員 例えばなんですけども、時代背景の影響があることで、その下の女性活躍といっても子どもが相談できるのは家庭の中でありってところを後ろに回して、時代背景の影響があること、母親業にフォーカスし、子どもと向き合う時間に余裕が生まれるような行政からの手助けがあればよいとの意見もあったっていうふうに、ここの前のところを抜いてしまうとすっきりするのかなというのと、発言の意図がより具体化するのではないかなというふうに、今ちょっと拝見してて思いました。

もしくは、この女性活躍といっても子どもが相談できるのは家庭の中でありってものを時代背景の前に持ってきて、時代背景の影響があるもののとか、あるけれど、その上で母親業にフォーカスしっていうようにつなげるっていうのも一つなのかなと。

この母親業の前の部分が、家庭の中でしか子どもが相談できないというイメージにこの文章としてつながってしまっているところに、私は何となく違和感を感じるんだなっていうことを今思いました。

○高花委員長 笠井委員の発言では、時代背景があって、子どものもやもやした気持ちは外に向かないこともあって、親と向き合えるという、それが家庭の中でのってという思いも感じているので、今、江川副委員長が言ったような文章構成だと与える印象が変わるかなっていうふうにはちょっと思います。何か時代背景があってだけのことではない部分もあるので。

今言われたような感じでいかがですか、皆さん。要は、この子どもと向き合う時間に余裕が生まれるような行政からの手助け、これを結論としていましたけれども、それをちょっと前面に持ってくるのか、何か今言われた、印象が大幅変わるなっていうふうに思いましたけど。

笠井委員、いかがですか。

○笠井委員 江川副委員長に読み上げていただいた文章のほうですっと入ってくるのかな……。でもさっき委員長がおっしゃった母親業にフォーカスしてという、本当にストレートのまま伝えたんですよね。母親業もあるし、父親もちろんそうです。家庭の中で相談する大人たちが、子どもと向き合う時間に余裕が生まれてほしいなっていう意味合いだったので、これをやっぱりうまく、客観的に見て今いろいろ御意見があったので、ちょっと自分自身でまとめるのも難しいですね、まだまとまっていないです。

○高花委員長 言いたいことは、皆さんは理解していただいていると思います。あんまり母親業って使ったことがないもんだから、でも私、委員間討議っていろんな意見が出てくるところなので、私は発言はあまり変えたくないなって先ほども言いましたけど、ただそれによって印象が変わるんであれば、ちょっと文章を前後するっていうのはありでもあると思いますので。

○駒木委員 母親業というのがそもそもあるかないかってのは分からないんですけど、そのときに委員間討議で、対話形式で生まれた言葉なので、私は残したほうが良いと思っています。

ちょっと話がずれてしまうんですけど、議事録の1の地域の子どもたちの状況と支援策ってあるんですけど、駅南という言葉もそもそもないと思っていて、これ名称ですよ。例えばで言いますと、ト一横だとか、そういったようなところの通称っていうところもあると思うんですよ。そうになったらこの駅南自体も、母親業とリンクするか分からないんですけど、こういうところもやっぱり変えていかなきゃならないのかなっていうふうにも考えてもいます。

○高花委員長 この駅南っていうのは、皆さんが駅裏、駅裏と発言をされていました。途中、私が、駅裏っていうのは駅南のことですよと、そういった部分が言われているので、最初、駅裏の子どもたちのって私もしていたんですが、やっぱり駅南と私に変えさせていただきました。それは自分の発言もあったので。

これも駅裏に変えたほうが良いっていうことですか。

○駒木委員 ちょっと話がそれてしまうんですけど、後でまた母親業に戻してください。

ここの駅南の子どもたちの状況と中高生の居場所づくりってあるんですけど、駅南の子どもたちではないなと思って。駅南にいる子どもたちの状況と中高生の居場所づくりなのかなと思っていて。通常の駅、JR旭川駅南口っていうふうにするのか、もう実際にその委員間討議の中で出てきた駅裏から駅南っていう流れに話が変わってきましたよね。だけど対話形式で話は通じ合いましたよね。

このまま行くのかっていうところの視点なのかなと思っています。

○高花委員長 確かにそうですね。駅南のじゃないね、駅南にいる子どもたちですね。ここでちょっと訂正させていただきたいと思います。これ、駅裏に変えますか。でもね、やっぱり駅南なんですよ、これは。裏ってどこってなっちゃう。

○江川委員 恐らくなんですけれども、この委員間討議というその性質上、どうしても文言がそのときに出来ていたりとか、同じ言葉をその人、その人によって使い分けているっていうところがとても重要なところなんじゃないかなというふうに私は今、話を聞いていて思ったので、これを見ていくと、駅裏っていうふうに使っている人もいれば駅南って使っている人もいたんですよね。なので、例えば、まとめの下のところに注釈として、駅南としたその理由をあえて書いて、委員間討議の中では、駅裏等々、様々な表現がなされたが、今回に関しては駅南というふうに示させていただきますというような文言を一言加えれば、あえて変える必要はないのかなというふうにはちょっと思います。特に、駅裏、駅南は両方とも今ざっと見た感じで使われていますので、あえて注釈をつけたほうがいいのかと思います。

○高花委員長 そのようにさせていただきます。駅南の子どもたちではなく、駅南にいる子どもたちに変えます。

○品田委員 駅南に集まる子どもたちの状況についてって文章にも書かれているんですよ。だから、駅南に集まる子どもたちですよ。

○高花委員長 駅南に集まる子どもたちの状況とっていう、それに変えさせていただきます。やっぱりどんどんいい形になっていきますね。

では最初のほうの情報格差と教育格差の部分ですが、どうでしょうか横山委員、最初に問題提起していただきましたけれども、ちょっとこの文章を入替えしながら、品田委員は削除したほうがいいという意見だったりしました……。

○品田委員 このままだとそういう誤解を生むので、何ていうんですかね、丸々削除でなくても入替えて結構です。笠井委員の思いも、決して母親だけのあれだとはおっしゃってなくて、それで母親業という言葉にされているってことが分かりましたし、でもこのままだと、本当、そういう逆に取りられてしまうような気がするので少しまとめ方を変えていただければ、江川副委員長がおっしゃっていたようなことなどもちょっと一回文字にしてやらないと分からない、聞いてなるほどとは思ったんですが、一回変えてみたらどんなふうになりますでしょうか。

○高花委員長 来月の常任委員会のときに修正案をまた出させていただきますので、そのときは赤字か何かにして出させていただきますので、また委員間討議をさせていただきますので、そのときに終結をしたいというふうに思っています。

ほかに御意見がなければ、この部分だけ修正させていただくということでよろしいでしょうか。5月に修正を言われても無理です。

○中村みなこ委員 内容とかじゃないんですけど、まとめのところの文章が何かちょっとねじれ文ばいかなと思いました。日頃のという文章のどこなんですけど、何て言ったらいいのか。「多岐にわたって議論ができたことは今後の市の施策に生かしていきたいと強く思うところである。」、多岐にわたる議論をできたことを、生かしていきたいんですよね。が、じゃないなっていうか、そういう国語の範疇なんですけど。

○高花委員長　そうですね。多岐にわたる議論を今後の施策に生かしていきたいと、強くも消しましょうか、思うところであるに。そんな感じで修正したいと思います。その部分も直させていただいて、赤文字でまた配信させていただきます。

他に御発言ありますか。

○佐藤委員　ラインワークスか何かで流してください。それを見ないと。いろんなこと話されて。

○高花委員長　そうしましたら、また修正したのを見て、皆さん御意見があればラインワークスに入れていただいていいですか。こっちのほうがいいとか。なければ、それを最終案として、5月の常任委員会のときに出させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○高花委員長　他に御発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○高花委員長　以上で、委員間討議を終了します。

以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○高花委員長　それでは、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会　午前11時33分